

平成27年度事業報告書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

特定非営利活動法人 子どもNPOセンター福岡

1. 事業の成果

今年4月の熊本地震では多くの方々が被災され、震災後1ヶ月を経過した現在でも、避難所暮らしを余儀なくされている方が1万人近くいます。復興に向けての工事が急ピッチで進められると同時に、被災地の子どもたちへの心のケアなどの支援も強化されています。

このような時、私たち子ども支援NPOはどのように機能できるのかを考えると、そこにはネットワークの存在が必要不可欠です。被災地と他地域とのネットワーク同士が連携することで、有効で効率的な支援活動が可能になるのではないのでしょうか。今回改めて、他府県での子ども支援のネットワークの構築や充実がいかに必要かが再確認されました。今後の取り組みとして急がれるのではないかと思います。

また、社会的格差が深刻化するなかで、子どもの貧困に取り組む動きが活発化しています。食事が満足に確保出来ない子どもたちのために、地域の有志が取り組み始めた「子ども食堂」が日本中に広がっています。緊急避難的な動きとして、地域の人たちが矢も楯もたまらず立ち上がったのが現状です。

子どもNPOセンター福岡も福岡市から「子どもの学びと居場所づくり」事業を、NPO等の連携する共同事業体という形で受託し、生活困窮世帯の子どもたちの支援事業に取り組んでいます。昨年度途中からは高校受験を目的にした学習支援事業も開始して、貧困の連鎖防止を目指しています。

子どもの貧困対策の基点は日本国憲法に明確に示されています。憲法第25条の第1項の「すべての国民は健康的で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」、第2項の「国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」を、私たちは子どもの貧困解消の法的根拠、基底線として、国や自治体に具体的にその改善策を求めていかなければならないと思います。

■「子どもの権利条約」の具現化を目指して

27年前に国連総会で採択され、日本も批准している「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」が、今回の「児童福祉法」の改正の中で明確に位置付けられようとしています。子どもの権利条約の4つの柱「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」が明確に規定され保障されるという画期的なものになるのではと期待が高まります。

一方で、私たちはこれを国任せにするのではなく、「子どもの権利条約」の正しい反映が行われようとしているかを点検する必要があります。同時に、この動きを私たち市民が後押しをすることで、国や自治体内の議員や職員の意識変革へと繋げていければと思います。このことを通して、子どもの権利を守ろうとするネットワークの拡がりを実現できればと思います。

■ネットワークの普及・拡大・連繋の促進

子どもNPOセンター福岡は、中間支援NPOとしてNPOや行政などとの協同事業を中心に活動を展開しています。「子どもにやさしいまちづくり」によるネットワークの拡がりや活動は全国的にも注目され、シンクタンクやユニセフなどからも研究や調査・取材の対象になっています。

私たちの活動は、いまやネットワーク無くしては考えられません。それは私たちの活動の進化を物語っています。常にネットワークを意識し、事業目的や内容に共有できる団体・個人をその都度ネットワークしながら事業を展開しています。その結果、効果的な活動を行うことが可能になります。

ネットワークで大切なのが、活動を共にする団体や個人が互いに理念や目的をいかに共有出来るかどうかです。ややもすれば、事柄やスケジュールに追われ、「何のために」という目的が忘れられがちです。

「子どもにやさしいまちづくり」ネットワークの輪を拡げ、他地域にも普及していくためにも、私たち自身が常に私たちの活動の目的を見失わず、常に立ち還ることが必要とされています。ネットワークの普及・拡大・連繋の促進には、面倒なようでも、この基本線を常に意識しながら進めることが大切ではないかと思えます。

■NPO への信頼を高める

昨年は「新しい絆」プロジェクトが10周年を迎え、福岡市長が提唱して全国フォーラムが開催され、県内外から多くの関係者が参加し、活動の輪が広がりました。これは、行政が私たちNPOとの共働事業を行うことで、里親委託率が全国一になったことが背景にあります。

私たちは行政との共働事業を行っていますが、互いに敬意を払いつつパートナーシップに基づいて事業を行っています。受託事業にしても、絶えずNPO側からの提案を行いながら進めるようにしています。このことが行政からの信頼を厚くし、より充実した事業展開へと繋がられているのではないかと思います。さらには事業サービスの受け手である市民の中に、私たちNPOへの信頼感が高まり、参加や協力の輪が広がり、より広範で一体的なネットワークにも繋がっていくのではないのでしょうか。

■これからに向けて

「子どもの最善」を実現しようと作られた「子どもの権利条約」を、どうしたら具現化出来るか。この具現化の過程が子どもの貧困の防止、支援活動のネットワーク化などに結実化していきます。そのためにも、私たちはこの条約の内容をよく理解し、活動の様々な場面で「子どものどの権利」とどのように結びついているかを常に意識して取り組むことが大切です。

「子どもの権利条約」を具体的に取り込んでいくことで、私たちの活動はグローバルな活動へと質的な飛躍を遂げる事が出来るのではないのでしょうか。この条約が国を超えて、世界中の子どもたちとその支援者たちとの連携の輪を保障してくれています。これこそ私たちの目指す未来ではないのでしょうか。共に心と知恵を寄せて進んで参りましょう。

2. 事業の実施に関する事項(特定非営利活動に係る事業のみ)

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
第5条(1) 子どもに関する課題に取り組む団体・個人の支援、ネットワークの構築と協同事業	「子どもにやさしいまちづくり」ネットワーク会議の開催	2015年4月～ 2016年3月	福岡市内公共施設及び当法人事務所	40人	市民314人	95
第5条(2) 子どもの社会参画に関する事業						0
第5条(3)子どもの権利条約の推進事業	第14回市民フォーラム「子どもにやさしいまちづくり」開催	2015年 12月5・6日	福岡市市民福祉プラザ	45人	市民262人	514
	ふくおか子ども白書2014	2014年11月 25日発行		20名	市民223人	282
第5条(4)	里親啓発支援事業を幅広い市民と関係機関で実行委員会を構成し、フォーラム・出前講座・里親サロンなどを行う。	2015年4月～ 2016年3月	福岡市内公共施設会議室及びホール	42人	市民1053人	4,092
子どもに関する活動推進のための行政・企業との協働事業	若者の居場所づくりとして、中高生の居場所「フリースペースてい～んず」の管理運営、交流会の実施協力	2015年4月～ 2016年3月	九大大橋サテライト及び福岡市内公共施設会議室	20人	市民862人	1,695
	「子どもの学びと居場所づくり事業」の共同事業体に参加して、実施事務局や責任者を担う。	2015年4月～ 2016年3月	福岡市内公共施設及び当法人事務所	12人	市民3820人	1,200